

資料1 電子商取引（最終消費財）市場の商品別市場規模

（単位：億円）

品目	12年	17年
バック旅行・旅行商品	181	8,725
航空・鉄道乗車券	776	15,766
ホテルなどの予約	535	6,702
レストランなど飲食店の予約	81	2,334
コンサート・演劇などのチケット	155	2,534
食料品・酒類	245	1,316
衣料品	211	904
服飾雑貨・貴金属	118	626
美容・健康・医薬・医療関係	172	698
本・雑誌	168	1,521
家具・家庭用品・事務用品	178	1,676
家電	241	3,341
コンピュータ及び周辺機器	1,800	13,545
コンピュータのソフトウェア	232	2,236
音楽CD・ビデオ・テレビゲーム等	192	1,402
通信教育・教材	31	584
有料情報サービス	133	4,299
有料デジタルコンテンツ	414	9,941
その他趣味・娯楽用品	150	1,293
その他	221	209
合計	6,233	79,652

「ITが産業に与える影響に関する調査」より作成

資料2 電子商取引（中間財）市場の産業別市場規模

（単位：兆円）

業種	11年	12年	17年
建設業	0.0	0.7	5.1
製造業	14.3	35.8	86.0
電機（電気機械）	2.5	12.8	30.7
自動車（輸送機械）	11.4	16.5	28.2
製造業（下記を除く）	0.3	6.5	27.1
卸売・小売業、飲食店	0.0	1.4	2.3
運輸・通信業	0.0	0.0	0.3
サービス業・その他	0.1	0.2	5.2
合計	14.4	38.1	98.9

「ITが産業に与える影響に関する調査」より作成

資料3 モバイル関連市場の内訳

(単位: 億円)

市場名	12年	17年
インターネット接続サービス市場	461	2,460
広告市場	40	2,063
決済市場(課金回収代行)	39	883
決済市場(課金回収代行以外)	14	738
モバイルコマース構築サービス市場	155	155
接続端末市場	13,770	20,014
通信サービス市場	3,744	19,683
合計	18,223	45,997

「ITが産業に与える影響に関する調査」より作成

資料4 政府機関におけるパソコン配備状況

区分	内部部局	施設等機関	特別の機関	地方支分部局	合計
平成12年度配備台数	50,204	67,278	38,151	158,078	313,711
(平成11年度配備台数)[台]	(45,432)	(57,843)	(35,029)	(137,451)	(275,755)
平成12年度職員数[人]	46,016	111,090	61,848	225,868	444,822
平成12年度配備割合	0.9	1.7	1.6	1.4	1.4
(平成11年度配備割合)台/人]	(1.0)	(1.9)	(1.7)	(1.6)	(1.6)

国立学校分を除く。

(出典)「行政情報化基本調査」(総務庁(現 総務省))

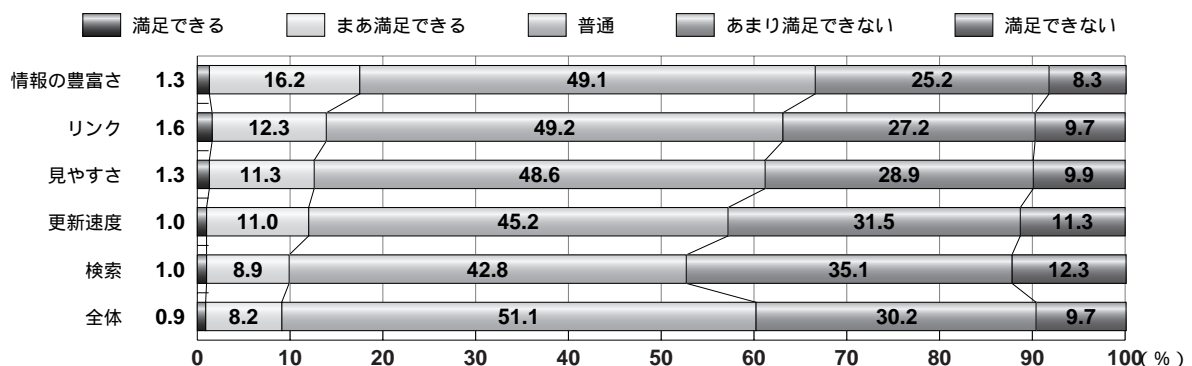
資料5 地方公共団体における庁内LAN利用状況(平成12年4月時点)

区分	利用する行政事務別のシステム数						
	導入団体数	電子メール	電子掲示板	施設等管理	文書管理	電子会議	電子決裁
都道府県	47(46)	186(129)	123(101)	66(48)	64(46)	36(32)	13(8)
市町村	2,362(1,683)	984(569)	821(489)	605(351)	456(302)	149(77)	44(35)
合計	2,409(1,729)	1,170(698)	944(590)	671(399)	520(348)	185(109)	57(43)

()内は平成11年4月の状況。

(出典)「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」(自治省(現 総務省))

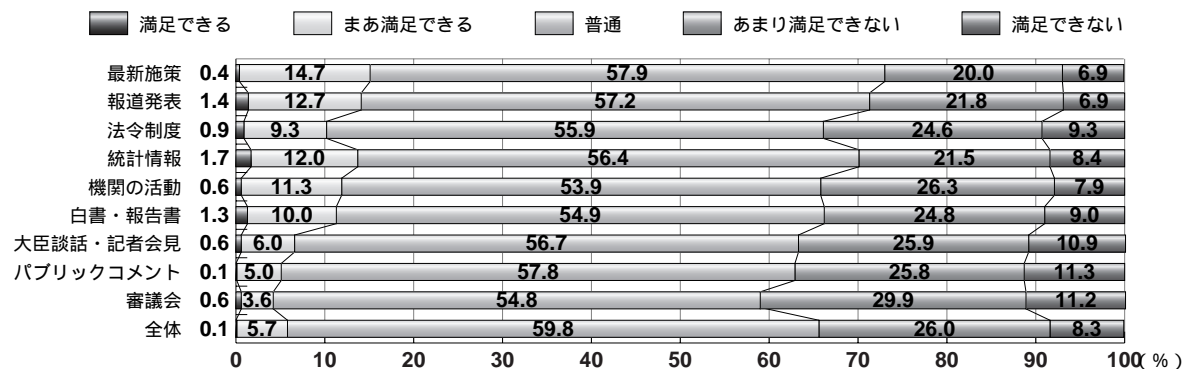
資料6 政府機関のホームページの評価(全般)



インターネット利用者におけるウェブ上でのアンケートにおける回答比率

(出典)電子政府に関する調査

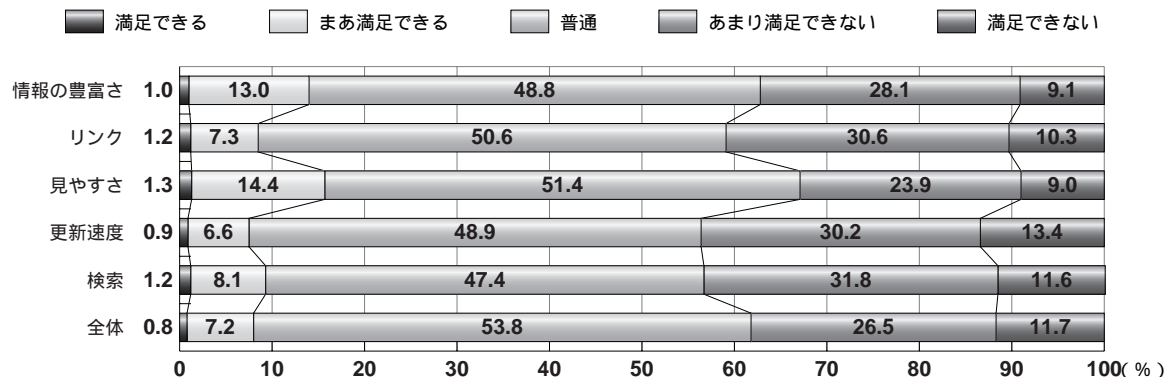
資料7 政府機関のホームページの内容別評価



インターネット利用者におけるウェブ上でのアンケートにおける回答比率

(出典) 電子政府に関する調査

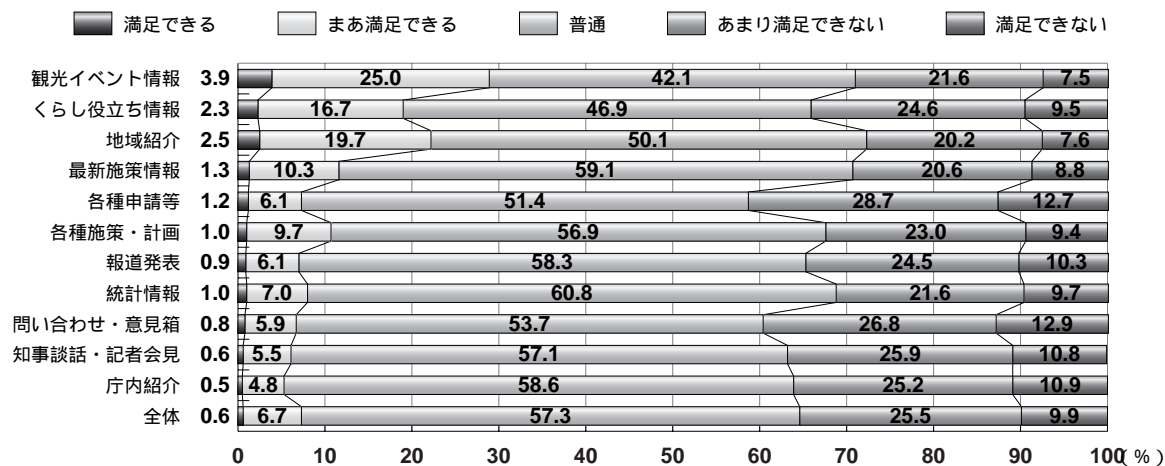
資料8 都道府県のホームページの評価(全般)



インターネット利用者におけるウェブ上でのアンケートにおける回答比率

(出典) 電子政府に関する調査

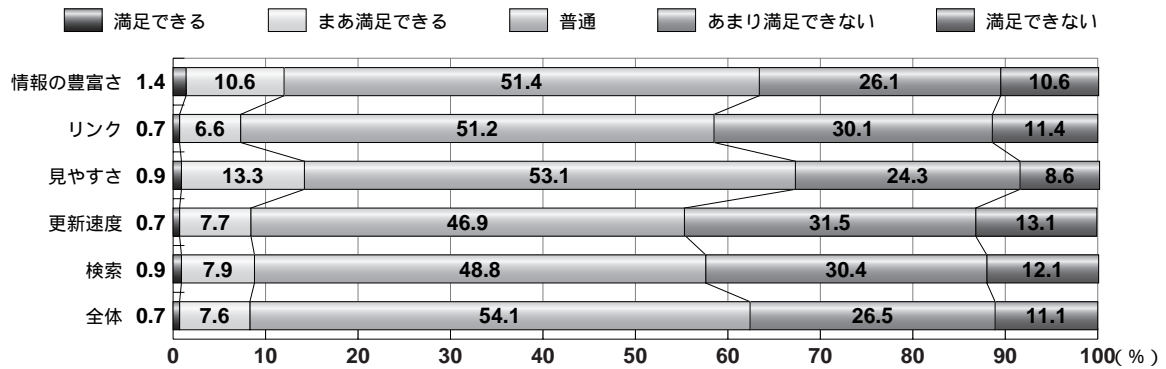
資料9 都道府県のホームページの内容別評価



インターネット利用者におけるウェブ上でのアンケートにおける回答比率

(出典) 電子政府に関する調査

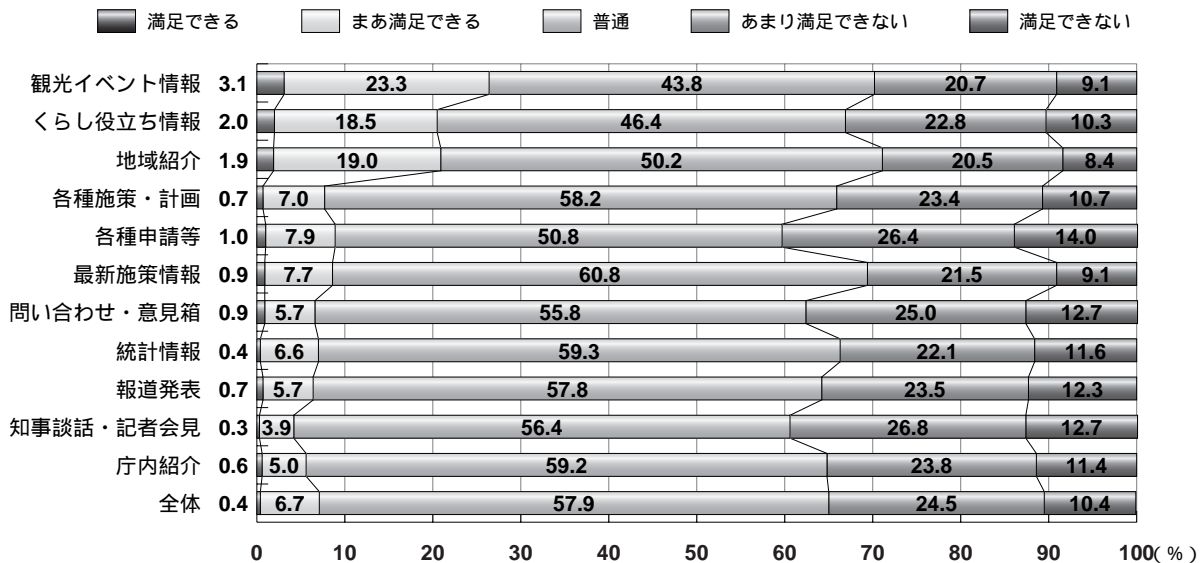
資料10 市区町村のホームページの評価（全般）



インターネット利用者におけるウェブ上でのアンケートにおける回答比率

(出典) 電子政府に関する調査

資料11 市区町村のホームページの内容別評価



インターネット利用者におけるウェブ上でのアンケートにおける回答比率

(出典) 電子政府に関する調査

資料12 個人属性とインターネット利用の関連性

アンケート回答者の個人属性とインターネット利用・非利用について、相互の関連性をみることにより、どのような人々がインターネットを利用しているのかを検討するため、数量化Ⅲ類による分析を試みた（図表、参照）。図表において、累積寄与率が高くないことから、この分析の結果は限定的に解釈することが望ましいが、傾向としては以下のように読みとることができる。

図表によると、これらの個人属性は、大きく4タイプのカテゴリーにまとめられる。1つは、グラフ左寄りに位置する「無職」、「70歳代」、「200万円未満」など、無職、低年収の高齢者を示すカテゴリー、「高齢者関連項目」である。2つ目はグラフ下部に位置する、「女性」、「主婦・主夫」、「パートタイム・アルバイト」などを含むカテゴリーであり、ここでは「主婦関連項目」としてまとめられる。3つ目は、グラフ中央右寄りの、「40歳代」、「会社勤務」、「800～1,000万円」などの項目により構成される「勤務者関連項目」であり、4つ目が右上の「10歳代」「学生」により構成される「学生関連項目」である。

またこの図において、直線Lよりも右側にある属性項目については、直線から離れているほど「インターネットを利用している」と回答した人が該当しているケースが多く、逆に左側に寄っている場合は、同じく直線から離れているほど「インターネットを利用していない」人が該当しているケースが多い項目といえる。

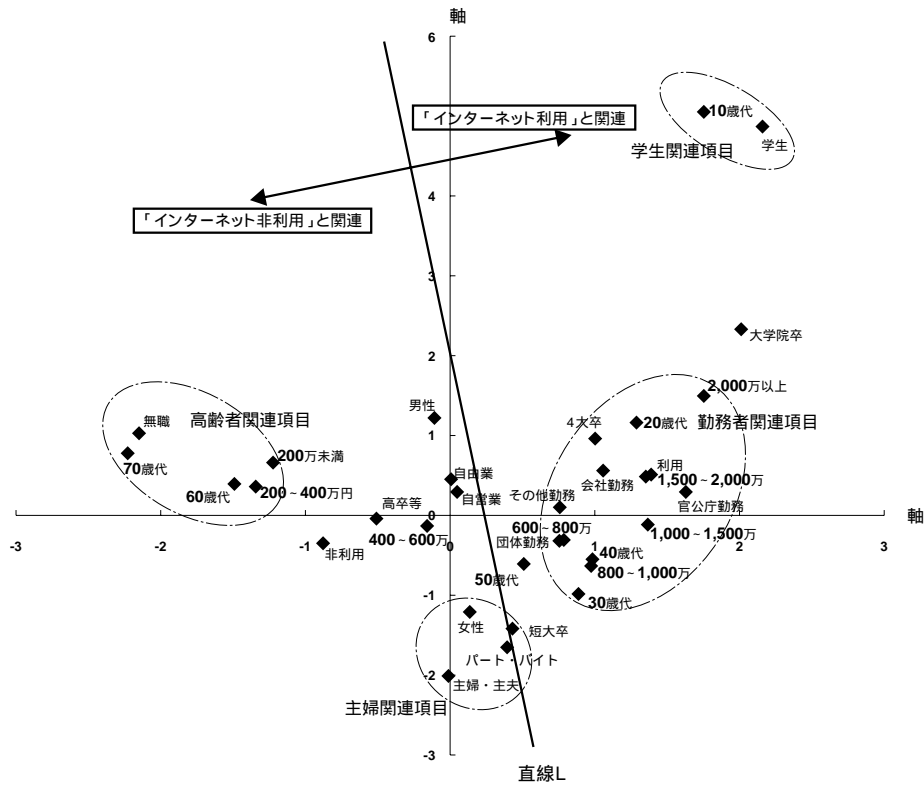
したがって、前記4カテゴリーのうちで、最も「インターネットを利用している」に関連のあるカテゴリーは「学生関連項目」、次いで「勤務者関連項目」となり、逆に最も「インターネットを利用していない」に関連のあるカテゴリーは「高齢者関連項目」、次いで「主婦関連項目」であることが分かる。

これは第1章第5節に示した個人属性のインターネット利用・非利用への影響の傾向と一致しており、総合的にみると学校や職場といった場でインターネットを利用する機会のある人々と、そのような機会が少なく自宅にいることが多い人々の違いが、インターネットの利用・非利用と関連があるものと考えられる。

図表 固有値など

	軸	軸
固有値	0.391	0.316
寄与率	8.679	7.024
累積寄与率	8.679	15.703
カイ2乗値	9944.201	7628.849
(自由度)	(3684)	(3682)
p値	0.00000	0.00000

図表 個人属性とインターネット利用



直線Lは、図表において「(インターネット)利用」、「非利用」の2点間を結ぶ線分の中心と直行する直線である。各項目と、インターネット利用・非利用との関連性をグラフ上で分かりやすく表現するため、便宜的に引いている。

図表、(出典)インターネット利用格差に関する調査

資料13 IT基礎技能講習事業の実施状況

都道府県	平成12年度第4四半期(平成13年1～3月)の実績				
	開設講座数	応募者数(人)	受講者数(人)	応募者数/募集定員	受講者数/募集定員
北海道	126	4,305	2,310	1.83	0.98
青森県	81	2,167	1,730	0.95	0.76
岩手県	170	5,020	3,311	1.48	0.97
宮城県	131	6,867	2,408	2.75	0.96
秋田県	62		1,623		0.99
山形県	194	3,346	3,834	1.64	0.99
福島県	4	333	80	4.16	1.00
茨城県	53	1,488	1,438	1.00	0.97
栃木県	17	1,087	336	2.94	0.91
群馬県	81	4,059	1,908	1.95	0.92
埼玉県	68	4,519	1,577	2.61	0.91
千葉県	16	1,010	320	3.16	1.00
東京都	32	10,932	614	17.63	0.99
神奈川県	108	10,282	2,316	4.38	0.99
新潟県	131	2,823	1,844	1.48	0.97
富山県	152	9,448	2,934	3.17	0.99
石川県	325		6,072		0.94
福井県	49	2,782	1,009	2.65	0.96
山梨県	219	5,343	3,892	1.26	0.92
長野県	233	6,266	4,606	1.27	0.93
岐阜県	81	3,365	1,543	2.11	0.97
静岡県	91	5,896	1,933	2.99	0.98
愛知県	0	0	0		
三重県	313	12,705	6,102	2.04	0.98
滋賀県	4	299	69	4.33	1.00
京都府	121	12,631	2,442	4.97	0.96
大阪府	136	19,061	3,243	5.52	0.94
兵庫県	314	16,775	6,229	2.52	0.94
奈良県	21	3,789	470	7.81	0.97
和歌山県	0	0	0		
鳥取県	31	1,459	656	2.19	0.98
島根県	108	2,844	1,295	1.61	0.73
岡山県	317	9,502	5,960	1.50	0.94
広島県	118	3,598	2,251	1.51	0.94
山口県	98	5,078	2,074	2.45	1.00
徳島県	86	3,147	1,683	1.77	0.95
香川県	1	171	20	8.55	1.00
愛媛県	249	36,000	4,783	7.58	1.01
高知県	96	5,247	1,803	2.77	0.95
福岡県	661	34,332	12,828	2.57	0.96
佐賀県	38	1,982	774	2.57	1.01
長崎県	18	554	356	1.56	1.01
熊本県	126		3,916		0.94
大分県	26	520	516	1.00	0.99
宮崎県	171	12,481	3,331	3.65	0.97
鹿児島県	18	808	358	2.21	0.98
沖縄県	41	800	806	1.03	0.94
合計	5,536	275,121	109,603	2.73	0.95

資料14 我が国における情報通信産業

情報通信産業	情報通信サービス	郵便	郵便
			郵便受託業
		電気通信	地域電気通信
			長距離電気通信
			移動電気通信
			その他の電気通信
			電気通信に付帯するサービス
		放送	公共放送
			民間テレビジョン放送
			民間ラジオ放送
			民間衛星放送
			有線テレビジョン放送
			有線ラジオ放送
		情報ソフト	ソフトウェア（コンピュータ用）
			情報記録物製造業
			ゲームソフト
			映像情報ソフト
			放送番組制作
		情報関連サービス	新聞
			印刷・製版・製本
	出版		
	情報提供サービス		
	情報処理サービス		
	ニュース供給		
	広告		
	映画館・劇場等		
	情報通信支援財	情報通信機器製造業	事務用機器
電気音響機器			
ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器			
電子計算機・同付属装置			
有線電気通信機器			
無線電気通信機器			
磁気テープ・磁気ディスク			
通信ケーブル			
情報通信機器賃貸業		電子計算機・同関連機器賃貸業	
		事務用機器賃貸業（電算機を除く）	
	通信機械器具賃貸業		
	電気通信施設建設		
	研究		

情報通信産業の範囲については、「情報の生産・加工・蓄積・流通・供給する業及びこれに必要な素材・機器の提供等を行う関連業」とした電気通信審議会答申（昭和59年11月）の定義に基づくもの。

資料15 電気通信サービスの概要

分類	サービス名	サービス概要
音声伝送	インターネット電話	コンピュータ通信のインターネット網を中継伝送路に使用し、その両端に既存電話網を接続することで、通常の電話機を使った通話を可能とするとともに、通信料の安価なインターネット網を利用することで割安な通話料を実現。
	総合デジタル通信 (ISDN)	音声・画像・データ等の異なる各種情報をデジタル通信回線により総合的に提供するサービス。
	衛星携帯電話	通信衛星を利用して音声を伝送するサービスで、地上の電気通信設備のない場所からでも通信が可能。
	携帯電話	携帯型無線機と一般の加入電話等が接続されて通話することができるサービス。
	PHS	コードレス電話機の子機を、屋外でも使えるようにしたものであり、携帯電話に比べてサービスエリアが狭いなどの制約があるが、利用料金が安く、端末が小型軽量で、32kbps又は64kbpsの高速データ通信が可能であるサービス。
	無線呼出し	一般の加入電話網を利用して、無線基地局から無線によって特定の受信端末を呼出す移動通信サービス。
	航空機公衆電話	飛行中の航空機から地上の家庭又は事務所などとの間で通話を行うために、航空機内に設置されている無線を利用した公衆電話サービス。
	列車公衆電話	走行中の列車から家庭又は事務所などとの間で通話を行うために、電車内に設置されている無線を利用した公衆電話サービス。
専用	一般専用	電話やファクシミリ通信に適したアナログタイプの「帯域品目」と、データ伝送（テレックス等）に適したデジタルタイプの「符号品目」により提供されるサービス。
	高速デジタル伝送	高速・大容量の専用サービスであり、通話からデータ・映像まで、あらゆる情報の伝送が可能。
	ATM専用	従来的高速デジタル伝送サービスとは異なるATM（非同期）伝送方式を採用した専用サービス。
データ伝送	パケット交換	データを一定の長さのパケットに分割し、宛先情報を書き込んだヘッダをつけて一旦交換機に蓄積し、ネットワーク内を高速に伝送するサービス。
	フレームリレー	パケット交換サービスに比べてネットワーク側における処理を簡略化し、数Mbps程度のデータ伝送を可能としたサービスで、LAN間通信におけるパースト的なトラヒックにも対応し、企業間的高速・大容量通信を実現。
	セルリレー	パケット長を53バイトに固定することによりフレームリレーサービスに比べネットワーク側の処理がいっそう簡略化され、最大135Mbpsの超高速データ伝送を可能とするサービスで、大規模LAN間通信を実現。
	インターネット接続	コンピュータ通信に適したインターネットプロトコルによるルーティングサービスであって、インターネットへのアクセスを提供するサービス。
	インターネットゲートウェイ	主に国内のインターネットサービスプロバイダ向けにインターネット用の国際バックボーンを提供するサービス。

資料16 情報流通センサ調査の概要

調査目的

情報流通センサ調査は、各種メディアによる情報流通を共通の尺度で計量し、時系列的に情報流通の実態を総合的かつ定量的に把握するものである。このほか、地域的な情報流通の定量的把握を行うために地域別情報流通センサ調査についても実施している。

調査対象メディア

今回（平成11年度調査）調査対象としたメディアは71メディアであり、これらのメディアは、情報流通における物理的特性により、電気通信系、輸送系、空間系の3つのメディアグループ（系）に分類される。また一般にメディアは、パーソナルメディアとマスメディアに分類することができる。

メディアグループ		メディア名称	
電気通信系	パーソナル メディア	1	加入電話
		2	自動車・携帯電話
		3	PHS
		4	無線呼出し
		5	加入回線ファクシミリ
		6	テレビ番組配信（地上波テレビ局への配信）
		7	テレビ番組配信（ケーブルテレビ局への配信）
		8	ラジオ番組配信（地上波ラジオ局への配信）
		9	新聞紙面伝送
		10	専用サービス（電話）
		11	専用サービス（ファクシミリ）
		12	専用サービス（データ伝送）
		13	専用サービス（画像映像伝送）
		14	デジタルデータ伝送サービス
		15	ISDN（電話）
		16	ISDN（ファクシミリ）
		17	ISDN（データ伝送）
		18	ISDN（画像映像伝送）
		19	電報
		20	構内電話（構内通信）
		21	LAN
		22	私設無線
		23	有線放送電話
		24	オフトーク通信
		25	MCA無線
		26	AVM
		27	パソコン通信
		28	データベース
		29	インターネット
	30	地上波テレビ放送	
	31	ケーブルテレビ放送	
	32	BSテレビ放送	
	33	CSデジタルテレビ放送	
	34	ハイビジョンテレビ放送	
	35	衛星データ放送	
	36	AMラジオ放送	
	37	FMラジオ放送	
	38	衛星ラジオ放送	
	39	有線ラジオ放送	
	40	文字放送	
	41	FM文字多重放送	
	42	構内放送	
	マスメディア		

メディアグループ		メディアグループ	
輸送系	パーソナルメディア	43	封書
		44	はがき
		45	電子郵便
		46	手書き文書
		47	ワープロ文書
		48	コンピュータ文書
		49	パソコン文書
		50	文書コピー
	マスメディア	51	新聞
		52	雑誌
		53	書籍
		54	その他印刷物
		55	CD-ROM
		56	ビデオソフト
		57	オーディオソフト
空間系	パーソナルメディア	58	DVDソフト
		59	コンピュータソフト
		60	パソコンソフト
		61	図書館
	マスメディア	62	レンタルビデオ
		63	レンタルオーディオ
		64	学校教育
		65	社会教育
		66	会議
		67	対話
マスメディア	68	掲示伝送	
	69	講演・演劇・コンサート	
	70	スポーツ観戦	
	71	映画上映	

平成10年度調査より、「FMラジオ放送」にはコミュニティFM放送も含めて計量した。

情報流通量

情報流通センサスでは、5つの情報流通量を計量している。これらの情報流通量の定義は以下のとおりである。

情報流通量の項目	定義
原発信情報量	各メディアを通じて流通した情報量のうち、当該メディアとしての複製や繰り返しを除いたオリジナルな部分の情報の総量。
発信情報量	各メディアの情報発信者が、1年間に送り出した情報の総量。複製を行って発信した場合及び同一の情報を繰り返し発信した場合も含む。
選択可能情報量	各メディアの情報受信点において、1年間に情報消費者が選択可能な形で提供された情報の総量。
消費可能情報量	各メディアの情報受信点において、1年間に情報消費者が選択可能な形で提供されたもののうち、メディアとして消費が可能な情報の総量。
消費情報量	各メディアを通じて、1年間に情報の消費者が実際に受け取り、消費した情報の総量。

消費可能情報量の「消費可能」とは、個別メディアごとの情報の消費可能を意味している。

計量概念

代表的なメディアにおける情報流通量及び蓄積情報量（情報ストック量）の計量概念は、以下のとおりである。

【情報流通量の計量概念】

	電気通信系	輸送系	空間系
原発信情報量	電話で発信者が話した情報量、新たに放送された放送番組の情報量	郵便・書籍の原稿の情報量、CD・ビデオソフトの原盤の情報量	対話で話し手が話した情報量、初公開された映画・演劇などの作品の情報量
発信情報量	電話、郵便等のパーソナルメディアでは原発信情報量に等しい		
	各放送局から送信された全番組の情報量	印刷・プレスされて出回った書籍・CD・ビデオソフトの全情報量	対話で話し手が話した情報量、各地の映画館・劇場で1年間に上映・上演された映画・演劇の情報量の総和
選択可能情報量	電話、郵便等のパーソナルメディアでは発信情報量に等しい		
	全国の設置受信機で選択可能な全放送番組の情報量の総和	印刷・プレスされて出回った書籍・CD・ビデオソフトの全情報量	対話の聞き手に向けて話された情報量の総和、各地の映画館・劇場の各座席に向けて1年間に上映・上演された映画・演劇の情報量の総和
消費可能情報量	電話、郵便等のパーソナルメディアでは発信情報量に等しい		
	全国の設置受信機で消費可能な全放送番組の情報量の総和	印刷・プレスされて出回った書籍・CD・ビデオソフトの全情報量	対話の聞き手に向けて話された情報量の総和、各地の映画館・劇場の各座席に向けて1年間に上映・上演された映画・演劇の情報量の総和
消費情報量	電話の受信者、テレビ放送の視聴者等情報の消費者が実際に接した情報の総量	各人が書籍・CD・ビデオソフトを読んだり視聴して接した情報の総量	対話の聞き手、映画館・劇場の入場者がそこで見聞きした情報の総量

情報形態の計量単位からワードへの換算比価

情報流通センサスは、各メディアによる情報流通を共通の尺度で計量することで、情報量全体に対する定量的把握を可能としている。実際の計量においては、文字や動画等の様々な情報形態の情報量を、各メディアに共通な尺度として日本語1語（文節相当）を基礎とする「ワード」に換算している。

メディアによりその情報量は量的にも差異があるため、実測・実験等をもとに、詳細な区分に対して換算比価（換算値）を取り決めた。換算比価は以下のとおりである。これらの換算比価を各情報形態の計測単位に乗ずることで「ワード」への換算が可能となる。

情報形態		計測単位	換算比価	
記号情報	書き言葉	かな文	字 0.220	
		漢字かな文	字 0.300	
パターン情報	話し言葉	分	71	
	音楽	分	120	
	静止画	白黒	枚	80
		カラー	枚	120
	動画	カラー	直視	分 1,200
			T V	分 672
			HDTV	分 1,032
映画			分 1,032	

資料17 平成13年度情報通信分野における税制改正の概要

項目	内 容
広帯域加入者網普及促進税制の創設	<p>国 税（法人税）、地方税（固定資産税） 対 象 者：電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた電気通信事業者及び有線放送電話業者 対象設備：デジタル加入者回線（DSL）：DSLAM、スプリッタ 加入者系無線アクセス通信（FWA）：無線設備、回線接続装置（回線接続装置は地方税のみ） ケーブルインターネット：ケーブルモデム 特例内容：国 税…特別償却率18% 地方税…取得後5年度分の課税標準3/4 適用期間：平成13年4月1日から平成15年3月31日まで（2年間）</p>
新世代通信網促進税制の拡充・延長等	<p>国 税（法人税）、地方税（固定資産税） 対 象 者：電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた電気通信事業者 対象設備：加入者系光ファイバケーブル、端末系光端局装置（光伝送装置）、波長分割多重化装置（WDM装置）、同期多重デジタル伝送装置（モジュールA、地方税のみ）、高機能ルーター（地方税のみ） 特例内容：（国 税） 特別償却率15%…波長分割多重化装置 特別償却率 7%…加入者系光ファイバケーブル、光伝送装置 （地方税） 取得後5年度分の課税標準3/4…加入者系光ファイバケーブル、波長分割多重化装置、端末系光端局装置、高機能ルーター 取得後5年度分の課税標準4/5…同期多重デジタル伝送装置 適用期間：平成13年4月1日から平成15年3月31日まで（2年間）</p>
電気通信システム信頼性向上促進税制の拡充・延長等	<p>国 税（法人税）、地方税（固定資産税） 対 象 者：電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者 対象設備：電子式回線切替装置、コンピュータウイルス監視装置（国税のみ） 非常用電源設備、高信頼管路設備、非常用無線装置（以上3設備、地方税のみ） 特例内容：（国 税） 特別償却率12%…コンピュータウイルス監視装置 特別償却率 6%…電子式回線切替装置 （地方税） 取得後5年度分の課税標準3/4…電子式回線切替装置、非常用無線装置、高信頼管路設備 取得後5年度分の課税標準4/5…非常用電源装置 適用期間：平成13年4月1日から平成15年3月31日まで（2年間）</p>
高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の拡充・延長等	<p>国 税（所得税、法人税）、地方税（固定資産税） 対 象 者：電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた有線テレビジョン放送事業者 対象設備：加入者系光ファイバケーブル、デジタル送信用光伝送装置 特例内容：加入者系光ファイバケーブル、特別償却率7%（国税）、取得後5年度分の課税標準7/8（地方税） デジタル送信用光伝送装置…特別償却率 12%（国税）、取得後5年度分の課税標準3/4（地方税） 適用期間：平成13年4月1日から平成15年3月31日まで（2年間）</p>
地上放送施設デジタル化促進税制の延長	<p>国 税（所得税、法人税）、地方税（固定資産税） 対 象 者：地上テレビジョン放送事業者（国税については、全国、関東・近畿広域圏局を除く。） 放送番組制作事業者（国税のみ、全国、関東・近畿広域圏局以外の局が放送する番組の制作を主として行う者等に限る。） 対象設備：デジタル番組制作設備（デジタル撮像装置、デジタル副調整設備、デジタル記録・再生装置、デジタル編集装置、デジタル素材伝送装置。ただしデジタル副調整設備及びデジタル編集装置については地方税のみ。） デジタル伝送装置 デジタル送受信装置（地方税のみ） 特例内容：国 税…特別償却率15%（所得税は放送番組制作事業者に限る。） 地方税…取得後5年度分の課税標準3/4 適用期間：平成13年4月1日から平成15年3月31日（2年間）</p>
中小企業投資促進税制の延長	<p>国 税（所得税、法人税） 対 象 者：中小企業者等で青色申告書を提出する者 対象設備：1設備230万円以上の機械装置 電子計算機（通信制御装置等の周辺機器を含む）、ファクシミリ、デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話等9設備（1設備100万円以上又は100万円以上のまとめ買い） 特例内容：7%の税額控除又は30%の特別償却を選択適用 適用期間：平成10年6月1日から平成14年3月31日まで</p>
電子計算機の法定耐用年数の短縮	<p>国 税（所得税、法人税） 対象設備：電子計算機 特例内容：従前の電子計算機の法定耐用年数（6年）について、以下のとおり短縮 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く） 4年 その他のもの 5年 適用期間：期間の定めはない。</p>
その他	<p>(1) 電線類地中化税制 国 税（所得税、法人税） 特別償却率7% 5% 2年間延長 地方税（固定資産税） 課税標準4/5 5/6（架空線地中化に限る） 2年間延長</p> <p>(2) 通信・放送新規事業に係る欠損金の繰越期間の特例 国 税（法人税） 2年間延長</p> <p>(3) 増加試験研究費税額控除制度 国 税（所得税、法人税） 特別試験研究に独立行政法人通信総合研究所と共同して行う試験研究を追加 2年間延長</p> <p>(4) 中小企業技術基盤強化税制 国 税（所得税、法人税） 試験研究費について平成13年度中に開始する事業年度においては税額控除率を6% 10% 2年間延長 地方税（法人住民税） 課税標準となる法人税額から控除する額を平成13年度中に開始する事業年度においては試験研究費の6% 10% 2年間延長</p> <p>(5) 中小企業等基盤強化税制 国 税（所得税、法人税） 2年間延長</p> <p>(6) 産業再生法関連税制 国 税（所得税、法人税、登録免許税） 2年間延長 地方税（不動産取得税） 2年間延長</p> <p>(7) 多様な関連税制 国 税（法人税） 中核的民間施設の特別償却率8% 7% 取得価額要件5億円 6億円 2年間延長 地方税（特別土地保有税、事業所税） 取得価額要件 1億円超 1億1,000万円超（一の構成施設） 5億円超 5億5,000万円超（一の中核的民間施設） 適用期間 当初基本構想の公表後10年 当初基本構想の公表後10年又は変更基本構想の公表後10年とする。 同意期限 2年間延長</p> <p>(8) 大阪湾臨海地域開発整備法関連税制 国 税（法人税） 特別償却率11% 10% 取得価額要件5億円以上 6億円以上 2年間延長</p> <p>(9) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度 国 税（所得税、法人税） 控除の上限を当該年度の所得金額の20% 15% 2年間延長</p>

資料18 平成13年度情報通信分野における日本政策投資銀行等融資制度の概要

	大項目	中項目	小項目	対象事業	金利及び融資比率	備考
日本政策投資銀行	豊かな生活創造	情報通信ネットワーク		1 電気通信網整備・安全・高度化推進 (1) 第一種電気通信事業用通信システム整備事業 (2) 衛星通信・放送・管制施設の整備事業 (3) 第二種電気通信事業用通信システム整備事業 うちインターネット接続サービスの高度化に資する事業 (4) 電気通信安全対策整備事業 (5) 情報通信利用機会均等整備事業 (6) 周波数有効利用促進事業 (7) テレワーク・SOHO施設整備促進事業 (8) 高度道路交通システム (ITS) 実用化・普及促進事業	政策金利、40% 政策金利、40% 政策金利、40% 政策金利、40% 政策金利、30% 政策金利、30% 政策金利、30% 政策金利、40% 政策金利、30%	1
				2 放送利用高度化促進 (1) 放送デジタル化推進事業 ・地上デジタル放送施設・制作環境の整備事業 ・周波数移行のための施設の整備事業 (2) 視聴覚障害者向け放送番組制作施設整備事業	政策金利、40% 政策金利、40% 政策金利、40%	
				3 高度情報化促進 ・電子商取引関連情報処理・通信システム整備	政策金利、40%	
	自立型地域創造	地域社会 基盤整備	地域街づくり	4 中心市街地活性化 中心市街地電気通信システム整備 うち第三セクターが行うもの	政策金利、50% 政策金利、50%	
				5 民法法特定施設関連	政策金利、50%	2
			地域社会資本	6 民間資金活用型社会資本整備	政策金利、50%	3
				7 地域情報化 (1) 放送型CATVシステム整備事業 (2) 放送施設整備事業 (コミュニティ放送・外国語放送事業) (3) テレピア指定地域内事業	政策金利、40% 政策金利、40% 政策金利、40%	11
			地域連携・地域自立支援		8 一極集中是正	政策金利、40%
	経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・ 事業革新等	9 事業再構築支援 ・事業再構築支援	政策金利、50%	4
		知的基盤整備	新技術開発	10 新技術開発 ・基礎・応用研究に必要な研究施設整備事業 ・新技術の企業化開発事業 ・新技術の企業化事業	政策金利、50% 政策金利、50% 政策金利、50%	5 5
			新規事業育成	11 新規事業育成 ・新規事業育成 ・技術指向型企業振興	政策金利、50% 政策金利、40%	6
国際協力銀行	(製品輸入) (製品輸入) (一般投資) (一般投資) (一般投資)		12 電気通信分野の国際協調の推進 (1) 通信衛星・放送衛星の輸入促進 (2) 通信機器の輸入促進 (3) 国際電気通信事業者の海底ケーブル施設等海外事業の促進 (4) 海外映像国際放送事業の促進 (5) 海外における電気通信インフラ整備事業の支援	70% 70% 60% 60% 60%	7	

- システム等の研究開発については政策金利、40%。
- 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金の交付を受ける事業については政策金利 (平成13年度末まで延長)。
- 融資比率 (50%) は、民間金融機関の協調融資に支障が生じる場合、弾力運用 (平成13年度末まで延長)。
- 産業活力再生特別措置法に基づく認定を受けた事業再構築計画又は活用事業計画に基づくものについて、事業再構築特利を適用。
- 社会的意義、公共性の高い新技術開発は、新技術特利を適用 (平成13年度末まで延長)。
- 総務大臣の認定を受けたもの = 新規事業特利、総務大臣の確認を受けたもの = 新規事業特利 を適用。
- 金利は、金利情勢や輸入・投資の内容及び融資期間等により異なる。
- 平成13年度要求において、 は、新規で認められたもの、 は、拡充・延長を認められたもの。
- 沖縄県においては、日本政策投資銀行と同様の融資制度が沖縄振興開発金融公庫に適用。
- 沖縄振興開発金融公庫の貸付に係る融資比率は、所要資金の7割。
- ・デジタル放送を送信するために伝送路設備及びセンター設備を整備する事業については、平成15年度末までを限り政策金利。
・伝送容量が450MHz未満の設備を整備する事業については政策金利。

資料19 平成13年度情報通信分野におけるNTT無利子・低利融資制度の概要

項	目	対象地域
テレトピア指定地域内事業	ビデオテックス施設整備事業 地域通信システム施設整備事業（地域総合デジタル通信施設整備事業を含む） 情報処理型及び放送型有線テレビジョン施設整備事業 地域共同利用無線ネットワーク施設整備事業 （コミュニティ放送施設整備を含む） 放送番組普及センター施設整備事業 （放送番組素材利用促進事業及び受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を含む）	テレトピア指定地域内に限る
民活法施設整備事業	テレコム・リサーチパーク テレコムプラザ（映像ソフト交流促進施設整備事業を含む） テレポート及びびインテリジェントビル（IB）整備事業 特定電気通信基盤施設及びIB整備事業	特に限定はない
電気通信基盤充実事業	高度通信施設整備事業 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 信頼性向上施設整備事業	特に限定はない
高度テレビジョン放送施設整備事業	1	特に限定はない
地方拠点都市地域の電気通信高度化促進事業		拠点法の同意基本計画に係る拠点地域内に限る
特定研究開発基盤施設整備事業		特に限定はない
有線テレビジョン放送番組充実事業		特に限定はない
中心市街地電気通信施設整備事業		2
大阪湾臨海地域中核的施設整備事業		ベイエリア法同意整備計画に係る大阪湾臨海地域の開発地区に限る

1 関東広域圏又は近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者を除く。

2 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、市町村が作成する基本計画における中心市街地。

対象資金	融 資 比 率 等	融 資 条 件	
直接工事費 ただし、土地取得費、 土地造成費及び運営 費等は除く。	区 分	[融資期間] 15年以内 [据置期間] 3年以内 [返済方法] 据置期間後元本均等分割返済 [低利融資の適用金利] 既存融資制度の3/4ただし財投 金利が下限	
	首都圏整備法による既成市街地 近畿圏整備法による既成都市区域 名古屋市の旧市街地		25%以内
	首都圏整備法による近郊整備地帯 近畿圏整備法による近郊整備区域 中部圏開発整備法による都市整備区域（名古屋市の旧市街地を除く）		37.5%以内
	その他の地域		50%以内
	民活法施設整備事業及び大阪湾臨海地域中核的施設整備事業について、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第1項の特定被災地地方公共団体とされた市町村に対する融資比率の引き上げ（25%、37.5% 50%）ただし、平成7年度～13年度に整備計画の承認を受けたものに限る。		
	[一体的に整備される事業の要件] 当該施設の整備が本体施設の整備に係る計画の中に位置づけられていること。 当該施設の機能が本体施設と密接に関連し、両者が空間的一体性を有すること。 当該施設の整備費が本体施設の整備費のおおむね70%以下（同一建物内はおおむね100%以下）の規模であること。 当該施設が本体施設と同一の事業者により整備されること。		

調査概要

生活の情報化調査

総務省から野村総合研究所及び三菱総合研究所への委託により実施。

(1) 調査内容

- ・インターネット利用者数推計
- ・国民生活におけるIT利用状況、国民意識
- ・その他上記に関連した分析

(第1章第1節におけるインターネット利用者数推計関係及び同第4節(1を除く)関係：野村総合研究所、その他：三菱総合研究所)

(2) 調査方法

「インターネットの利用状況に関するアンケート」

- ・調査対象：インターネット利用者
- ・実施時期：平成13年1月17日～2月13日
- ・調査手法：インターネット上に公開したアンケート調査票へ自主的にアクセスしたインターネット利用者から回答を得るウェブ調査
- ・有効回答数：4,622票

「インターネット利用に関するアンケート」

- ・調査対象：全国の15歳以上の男女
- ・実施時期：平成12年12月20日～13年2月9日
- ・調査手法：RDD方式により抽出したサンプルに対して協力依頼の電話を行い、応諾者に対して郵送にて調査票を送付
- ・有効回答数：4,038票(57.7%)

各種資料等の調査

インターネット利用格差に関する調査

総務省から三菱総合研究所への委託により実施。

(1) 調査内容

- ・我が国におけるデジタル・ディバイドの実態調査
- ・情報リテラシーの実態調査
- ・その他上記に関連した分析

(2) 調査方法

「インターネット利用に関するアンケート」(「生活の情報化調査」参照)

各種資料等の調査

ブロードバンド利用動向調査

総務省から三菱総合研究所への委託により実施。

(1) 調査内容

- ・インターネット利用者におけるブロードバンド利用実態と利用意向
- ・インターネット上でのトラフィック量の調査
- ・その他上記に関連した資料収集及び分析

(2) 調査方法

「ブロードバンド利用実態と今後の利用意向に関する調査」

- ・調査対象：インターネット利用者
- ・実施時期：平成13年2月1日～2月4日
- ・調査手法：インターネット上のアンケート調査サイトであるgooリサーチを利用したウェブ調査
- ・有効回答数：1,090票

「インターネット利用に関するアンケート」(「生活の情報化調査」参照)
各種資料等の調査及びこれらに基づく推計

ITの経済分析に関する調査

総務省からドゥリサーチ研究所への委託により実施。

(1) 調査内容

- ・日米のIT投資・IT資本ストック推計
- ・IT革命による経済成長、生産性、労働へのインパクト分析
- ・日米における情報通信産業の経済規模の分析
- ・日米の通信・放送事業者等のアライアンス・M&Aの動向

(2) 調査方法

- 各種資料等の調査
- 生産関数推計

ITが産業に与える影響に関する調査

総務省から野村総合研究所への委託により実施。

(1) 調査内容

- ・インターネットビジネス市場規模推計(電子商取引(最終消費財)市場、電子商取引(中間財)市場、インターネット関連市場、モバイルビジネス市場)
- ・ITと人的資本、組織改革との関係
- ・その他上記に関連した分析

(2) 調査方法

「インターネット調達等に関するアンケート」

- ・調査対象：帝国データベースより無作為抽出した従業員300人以上の企業(インターネット調達担当者)
- ・実施時期：平成13年1月12日～2月9日
- ・調査手法：事前にアンケート協力依頼の電話を行い、応諾先に対して郵送にて質問用紙を送付
- ・有効回答数：821票(回収率27.4%)

「インターネットの利用状況に関するアンケート」(「生活の情報化調査」参照)

「インターネット利用に関するアンケート」(「ブロードバンド利用動向調査」参照)

企業ヒアリング

電子政府に関する調査

総務省から三菱総合研究所への委託により実施。

(1) 調査内容

- ・電子政府に対する国民意識
- ・都道府県における地域情報化計画の策定概要
- ・その他上記に関連した分析

(2) 調査方法

「電子政府に関する意識調査」

- ・調査対象：インターネット利用者
- ・実施時期：平成13年1月29日～1月31日
- ・調査手法：インターネット上のアンケート調査サイトであるgooリサーチを利用したウェブ調査
- ・有効回答数：1,101票

各種資料等の調査

情報流通センサス調査

総務省から三井情報開発への委託により実施。

(1) 調査内容

各種メディアによる情報流通を共通の尺度で計量し、時系列的に情報流通の実態を総合的かつ定量的に把握。
また、地域別にも把握。

(2) 調査方法

既存文献により各メディアの動向を把握。

- ・調査対象：71メディア
- ・実施時期：平成12年10月～13年2月

行政情報化基本調査

平成12年度調査（平成12年12月公表）まで総務庁（現総務省）において実施。

(1) 調査内容

- ・国の行政機関における情報機器の利用状況
- ・国の行政機関におけるネットワーク化の状況 等

(2) 調査方法

- ・調査対象：国の行政機関26省庁（各省庁の外局を含む）の「内部部局」、「施設等機関」、「特別の機関」及び「地方支分部局」（郵便局は調査対象から除く）
- ・実施時期：毎年4月1日現在
- ・調査手法：各省庁の情報システム担当窓口を通じて、調査票を配布・回収
- ・情報システム関連経費の状況については、「行政情報化の進捗状況報告」（平成12年5月19日行政情報システム各省庁連絡会議了承）より引用

地方公共団体における行政情報化の推進状況調査

平成12年度版（平成12年12月公表）まで自治省（現総務省）において取りまとめ。

(1) 調査内容

- ・地方公共団体における情報化の状況 等

(2) 調査方法

アンケート調査

- ・調査対象：都道府県及び市町村（特別区を含む）における行政委員会を除く全ての部局
- ・実施時期：毎年4月1日現在
- ・調査手法：各団体の情報システム担当窓口を通じて、調査票を配布・回収

地域情報化計画・地域情報化施策状況調査

平成12年版（平成12年3月公表）までは自治省（現総務省）において、また平成13年版（平成13年3月公表）については総務省において取りまとめ。

(1) 調査内容

- ・各地方公共団体が実施する地域情報化計画の策定状況
- ・各地方公共団体が実施する地域情報化関連事業の進捗状況

(2) 調査方法

アンケート調査

- ・調査対象：全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
- ・実施時期：毎年4月1日現在
- ・調査手法：都道府県分及び政令指定都市分は直接、その他の市区町村分は都道府県を通じて調査票等を送付

し、各団体からの報告に基づき集計

通信利用動向調査（企業調査）

（１）調査内容

- ・企業における通信ネットワークの利用実態及び利用意向等の把握

（２）調査方法

アンケート調査

- ・調査対象：全国の常用雇用者数100人以上の企業（日本標準産業分類の農・林・漁業及び鉱業を除く。）3,000社。ただし、9年度以前は常用雇用者数300人以上の企業2,400社
- ・実施時期：平成12年11月
- ・調査手法：郵送
- ・有効回答数：1,838企業（回収率 61.3%）

通信利用動向調査（事業所調査）

（１）調査内容

- ・事業所における郵便・電気通信・放送サービス利用の諸実態とその動向及びメディア間の相互関係の把握

（２）調査方法

アンケート調査

- ・調査対象：全国の常用雇用者数5人以上の事業所（日本標準産業分類の郵便業及び通信業を除く。）5,600事業所
- ・実施時期：平成12年11月
- ・調査手法：郵送
- ・有効回答数：3,070事業所（回収率 54.8%）

通信利用動向調査（世帯調査）

（１）調査内容

- ・世帯における郵便・電気通信・放送サービス利用の諸実態とその動向及びメディア間の相互関係の把握

（２）調査方法

アンケート調査

- ・調査対象：全国の世帯主が満20歳以上の6,400世帯
- ・実施時期：平成12年11月
- ・調査手法：郵送
- ・有効回答数：4,278世帯（回収率 66.8%）

通信産業実態調査

（１）調査内容

- ・電気通信事業及び放送事業における売上高等の実態（経営体財務調査票）
- ・電気通信事業及び放送事業における設備投資等の実態（設備投資調査票）

（２）調査方法

アンケート調査

- ・調査対象：電気通信事業及び放送事業を営む事業者。ただし、第一種電気通信事業、特別第二種電気通信事業及び民間放送事業は全事業者を、一般第二種電気通信事業は資本金3,000万円以上の株式会社のみを、ケーブルテレビ事業は引込端子数1万以上の株式会社のみを調査対象としている。
- ・実施時期：平成12年10月

- ・調査手法：郵送により配布・回収
- ・有効回答数：(1) 経営体財務調査票：1,212 (回収率60.6%)
(2) 設備投資調査票：1,208 (回収率60.4%)

第6回WWWコンテンツ統計調査

郵政省（現総務省）郵政研究所において実施。

(1) 調査内容

- ・WWW上におけるコンテンツ量の現状と動向の把握

(2) 調査方法

統計用ロボット型サーチエンジンを用いた調査

- ・調査対象：インターネットのリンクをたどってアクセス可能な「jpドメイン」のWWWサーバーとそのファイル
- ・実施時期：平成12年8月15日～9月18日
- ・調査手法：ロボット型サーチエンジン「Loki」により、インターネット上のリンク情報やファイル情報の収集・蓄積等を実施